

保護者の皆様

松戸市立松飛台第二小学校  
校長 市川 正人

学校給食における黙食（感染症対策）の見直しについて（通知）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に対して、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、これまで松戸市の小中学校では、コロナウイルス感染症対策として、学校給食における食事中的会話を控えることとしてきましたが、令和4年11月29日以降の国や県、市の通知、県の「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（令和4年12月22日版）」、市の「学校における感染症感染拡大防止ガイドライン」（令和5年1月19日版）」への改訂に伴い、**会話を弾ませながら楽しく給食を食べる等の食育の観点を踏まえ、給食指導時の会話の扱い・配席等の制限を段階的に緩和していくこととなりました。**

つきましては、下記のとおり、本校の学校給食における黙食（感染症対策）の見直しを行うこととしましたので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いたします。

記

1 学校給食における黙食（感染症対策）の見直しの目的

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染予防策を行ったうえで、**通常の給食を提供する。**
- (2) **食事マナーを守って、会話を弾ませながら楽しく給食を食べることで、よりよい人間関係を構築できるように工夫する（給食は「黙食」から「楽食」へ）。**

**\*【学校給食法第2条】食事中的会話が食育の第一歩**

「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養う。」

2 給食における黙食（感染症対策）の見直しの内容

\* (国)：文部科学省の通知等、(県)：千葉県通知等、(市)：松戸市の通知等

旧（黙食の徹底）	新（黙食の緩和）
○(市)短時間、少人数で配膳ができるような献立とする。	○(市)感染予防策を行った上で、 <b>通常の給食</b> を提供する。

旧（黙食の徹底）	新（黙食の緩和）
<p>○基本的な感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（県）<b>飲食時には十分な換気</b>を行う。特に、<b>食事前に室内の空気と外気の入れ替え</b>が行われていることが望ましい。</li> <li>・（市）教室内の換気をする。</li> <li>・（県・市）手洗いの徹底</li> </ul> <p>○給食時間中の会話の扱い（黙食の徹底）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（国）机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要。</li> <li>・（県）<b>アクリル板の設置</b>や児童生徒間の距離を確保することで、対面での黙食を可とする。会話は食事後にマスクを着用して行う。</li> <li>・（市）会食中の会話は控える。会話をすることは、マスクを着用する。</li> </ul>	<p>○基本的な感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（県）<b>飲食時には十分な換気</b>を行う。特に、<b>食事前に室内の空気と外気の入れ替え</b>が行われていることが望ましい。</li> <li>・<b>二酸化炭素濃度</b> <b>1,000ppm以下</b></li> <li>・<b>身体的距離の確保</b> <b>おおむね1m以上</b></li> <li>・*以上の環境で会話を行う場合 <b>濃厚接触者には該当しない。</b></li> <li>・（市）教室内の換気を徹底する。</li> <li>・（県・市）手洗いの徹底</li> </ul> <p>○給食時間中の会話の扱い（黙食の緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（国）<b>座席配置の工夫</b>や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、児童生徒等の間で<b>会話を行うことも可能</b></li> <li>・（県）<b>黙食を希望する児童生徒</b>に対しては、<b>適切に配慮</b>すること。</li> <li>・（市）会食中の<b>大きな声での会話は控える</b>。食後に会話をすることは、<b>マスクの着用</b>を促す。</li> </ul>

### 3 学校の状況に応じた対応（留意事項）

- (1) 「いただきます」「ごちそうさま」の**全体での挨拶**は、一斉での発声であることから感染リスクが高いため、当面は、**マスクを着用したまま**で行う。
- (2) 「黙食」から「**大きな声での会話は控える**」ことに変更となったことから、**黙食希望者に配慮**しつつ、飲食時に**マスクを外しての大声でない会話は可能**であることを周知徹底する。
- (3) **身体的距離の確保**がおおむね**1m以上**になったことと、**マスクを外しての大声でない会話が可能**となったことから、**飲食時には十分な換気**を行う。特に、**食事前に室内の空気と外気の入れ替え**を行うことを徹底する。
- (4) 当面は、**衝立の使用**等を希望する者や**黙食希望者に配慮**しつつ、向かい合わせにしない**座席配置**（一方向を向いた座席配置）での**非対面会話給食**を行う。
- (5) 例えば、出席を控える児童が多い学級、学級閉鎖明け2日以内の学級や学級閉鎖をした学級と前日に活動を共にした学級等、学校の感染状況や児童・保護者の不安感等に配慮し、**一時的に会話を控える等の柔軟に対応**していく。
- (6) 学校の感染状況や児童・保護者の不安感等に配慮し、児童の発達段階や学年・学級の実態等を鑑みながら、**車座配席・コの字型配席・斜め向かい配席・向かい合わせ配席等の対面会話給食**について段階的に実施していく。